

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、7の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 常盤真功及び石見和之 を除斥しました。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 都市局定期監査結果報告書
- 4 建設局定期監査結果報告書及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 上下水道局定期監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書
- 7 議会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 農林水産環境局定期監査（行政監査を含む。）及び関係
指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

農林水産環境局

美化部

美化業務課、産業廃棄物対策課、リサイクル課

環境事業推進室

環境政策室

出先機関

環境ふれあいセンター、美化施設課、市川美化センター、
北部美化事務所、エコパークあぼし、家島美化センター、
中部衛生センター、家島衛生センター、
伊勢自然の里・環境学習センター

イ 指定管理者監査

オーエンス・NTTファシリティーズグループ共同事業体

（網干健康増進センター）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和6年12月18日から令和7年5月12日まで
イ 指定管理者監査
監査事務局及び現地
令和7年3月4日から同年5月12日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 路上喫煙過料収入関係事務（美化業務課）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、適正に管理運営されているものと認めた。